

扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例Q & A

<一般的な質問>

1. どうしてこのような条例が必要なのですか。

【答え】

条例を制定しなくても、扶桑町では今でも多くの協働を行っています。

また、町の業務すべてが条例を制定して行っている訳ではないため、条例がなくても違法ということではありません。

条例化するのには、住民活動がどのような理念に基づき実施されようとしているかを確認することが重要であると考えためです。また、条例化することにより、職員や住民に対し協働が目に見える形となり具体的な形として残るとともに今後この姿勢の継続性が担保されることにつながるものと考えからです。いわば、条例は必須のものではありませんが、協働にとって非常に重要なものと考えます。

2. 協働の基本的考え方は何ですか。

【答え】

一言でいうなら「住民と行政が対等な立場で協力・連携する。」ということです。そして、地方分権推進委員会最終報告書にもあるとおり、コミュニティで担い得るものはNPOが担い、地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の公共社会を創造することを目指しています。

3. この条例は、一般的にいわれる「まちづくり条例」なのですか。

【答え】

この条例は、権利・義務関係、罰則・規制、許可等の内容ではなく、扶桑町の将来像を掲げ、「その理想を実現していこう」「推進していこう」そのために、住民や行政、事業所はそれぞれの立場で「こんな努力をしていきましょう」といった理念と行政が推進していくための施策を内容としています。

よって、自治体の憲法、最高法規である「まちづくり条例」(自治基本条例)とは全く異なるものです。

4 . この条例により現状がどう変わるのですか。

【答え】

現状では、防犯パトロールは総務課との協働、アダプトプログラムは環境課や土木課との協働といったように、各課毎個別に協働という形がつけられています。

この条例では、個をつなげネットワーク化する協働の形をつくらうとするものです。それにより、それぞれの活動の幅を持たせようとするものです。

例えば、防犯パトロールとアダプトプログラムを併せ持つ活動が、ネットワークの中から生まれてくるといったように、行政にはない発想を住民活動に団体に期待するものです。

5 . 現在活動し、町の所管課と密接な関係にある団体（老人クラブ、コミュニティ、アダプトプログラム、子育て支援等）の在り方は、この条例によりどう変わってくるのですか。

【答え】

この条例は、自主的・自立的な活動団体が活動しやすい環境整備を考えていますので、様々な既存の団体の事務局を拠点（当分の間まちづくり政策課）に移すものではありません。

既存の団体においても、従来の目的から新しい目的や考えに移行していることも少なくありません。

よって、既存の団体は自主的・自立的な活動団体との交流により、活動の幅が広がるものと考えます。

あくまでも、何を目的にどういった活動をするのかが既存の団体にも求められており、それを協働していく行政側も理解していくことが必要となりますので所管課は今まで以上に、既存団体の活動に理解していくことが要求されます。

6 . 町がやるべき仕事を住民や団体に肩代わりさせることになるのではないのですか。

【答え】

町は、公益的、公共的な業務を担っています。しかし、地域の公益的な業務を行っているのは、町ばかりではなく、住民活動や団体活動、企業活動もその一翼を担っているといえます。

財政的な見地から従前町が担ってきた業務のすべてを今までの方法で実施することが困難になってきていることは事実であり、不要不急の業務を見直すことは当然としても、継続していかなければならない多くの業務について、それを継続させるために実施方法を工夫することで、その一つの方法として協働という手段を行うものです。

また、この条例は、地方分権推進委員会の最終報告にもあるとおり、「地方自治とは元来、自分たちの地域は自分たちで治めることである。自己決定・自己責任の原理に基づく分権型社会を創造していくためには住民自らの公共心の覚醒が求められるものであり、これからの諸課題に的確に対応していくためにも公私協働のしくみを構築することが強く求められる。公共団体による行政サービスに依存する姿勢を改めコミュニティで担い得るものはコミュニティで、NPOで担い得るものはNPOが担い、地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の公共社会を創造してほしい」という内容を条例化したもので、その第一歩であると考えています。

7. 団体に対する財政的支援はありますか。

【答え】

この条例は、「家庭で解決すべきことは家庭で、家庭で解決できないことは地域で、地域で解決できないことは行政で」といった補完性の原理を中心とした考えとなっています。

協働で活動を行う際には、町でできる範囲についての支援は行いますが、従来の補助金のように団体そのものに対する財政支援は想定していません。

併せて、団体の育成など、そのものに対する支援が必要と考えるならば、そのしくみは他に考えていかななくてはなりません。

8. そもそも協働とはどういう意味なのですか。

【答え】

「協働」とは何か。一般的用法を要約すれば、「複数の主体（個人・団体）が共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。」になります。

複数の人間が何かに向かって力を合わせる、助け合うという意味での「共同」は、「共同」とも「協同」とも書き、「協働」という表現は、少なくとも1960年代まで辞書類には見当たらず、最近でも全ての辞書が取り上げているわけではありません。

1990年代半ば以降、地方自治の分野で、行政と住民・NPOなどとの協力という意味で用いられるようになり、大半は、まちづくりの文脈で使われていました。

2003年11月の第27次地方制度調査会の答申も自治体とコミュニティ組織・NPOとの「新しい協働の仕組み」の構築を提言しています。

9. 各市町にこのような条例がありますが、今回扶桑町がつくった条例の特色は何ですか。

【答え】

全国でこのような住民活動を支援する条例はたくさん制定されています。近隣では、大口町、犬山市、小牧市などがすでに制定し、住民活動の支援をしています。

これら住民活動を支援する条例の特徴は、助成金とその助成金の妥当性を判断する第三者機関の設置の2本柱、若しくはそれに拠点設置を規定した3本柱での構成によるものです。

この仕組みは、まず、住民活動団体が企画発表をし、審査により妥当な助成金額を第三者機関に判断してもらい助成金を得るものと、拠点を中心とした活動の2つの分野に分かれています。

今回扶桑町が制定した条例は、不透明な助成金の交付は避ける、新たな助成金制度の創設はしないという考えでつくりました。

これは、持続可能なまちづくりとして将来を見渡したときに、自助、共助、互助、公助という補完性の原理に基づいた仕組みが必要ではないか、また、安易な補助金の交付は、このような意味から言っても本来求める道ではないことなどの理由から今後ねばり強く期間をかけて協働のまちづくりをしていくものです。

そういった観点で言いますと、身の丈にあった内容となっており、それが特色と考えます。

< 前文関係 >

10. 前文はどうして必要なのですか。

【答え】

前文では、条例が目指すべき扶桑町のあるべき姿を理念的に表現しています。内容は、条例の策定に関わった「まちづくりクラブ」の活動報告を反映

したものとなっています。

前文には、条例制定の理念を強調して表現することが多いため、具体的な内容とならないことから、本文の内容になじまない、むしろそのようなことを前文において、具体的な内容を本文に置くという棲み分けを行っています。

1 1 . 前文は、「ですます」体で、本文は、「である」体ですが整合性がとれていないのではないですか。

【答え】

法制執務上では、法規文は原則として「である」体を使用することとされています。しかし、「ですます」体であるからといって、違法ということではありません。

今回、前文は本文ではないことから、その趣旨をわかりやすい言葉で表現するため、「ですます」体を使用しました。

また、全国の条例などでも、前文のみ「ですます」体という形式は多く見られます。

< 第 1 条関係 >

1 2 . 公益的な活動とはどのような活動をいうのですか。

【答え】

定義すれば「非営利の活動で、公共の利益に寄与する活動、社会一般の利益の増進に寄与する活動」であると考えています。

なお、これは極めて抽象的な要素を有しているので、個々の活動が公益的かどうかは、その時代の情勢によって変化する可能性があります。

< 第 2 条関係 >

1 3 . 住民活動について、扶桑町の現状において該当する活動はありますか。

【答え】

防犯パトロール、アダプトプログラム、町民まつりプロジェクト、体育祭の運営、環境活動、サタデースクールや子育て支援など様々な活動が行われています。

また、地域の活動や運営、コミュニティなども協働に該当する住民活動と

言えますし、既存の様々な団体の活動も同様と言えます。

14．団体条件を5人以上とした理由は何ですか。

【答え】

団体に対し門戸を広げる必要がありますが、個人との区分を行うため、団体として、ある程度の人数規模は必要と考えます。扶桑町の人口規模や町で現在実施しているアダプトプログラムや学習等供用施設の団体適用が5人以上であること、また、NPO法の団体基準が10人以上としていることから、5人程度が適当であるとの判断です。

15．問題のある団体の選別はどうするのですか。

【答え】

マスコミで報道されるように、問題のあるNPO等が存在することは否定できません。しかし、そのような団体は全体から見れば全く例外的な存在であり、ほとんどの団体は地道にまじめに活動しています。

この条例は、団体を選別するための条例ではなく、協働を行うためのものです。従って、その趣旨にあわない団体とは協働していかないこととなるものです。

16．住民活動を行う者とは、具体的にどのような者をいうのですか。

【答え】

住民活動とは、住民の自主的な参加によって行われる自発的な活動であり、組織のメンバー以外の人にも広くサービスを提供するもので、趣味的なものから互助的、共益的活動も含むものと考えます。

具体的には、NPO（ボランティア団体を含む）、自治会、コミュニティ、各社団、財団法人などが考えられます。

17．活動が町内で行われていれば、拠点がどこにあってもよいのですか。

【答え】

扶桑町内で活動を行っていただければ、それは扶桑町のために活動していると言えます。従って、その場合には、その団体の拠点がどこにあるかと協働の対象とすることとしています。

公益的な活動というのは、ある意味ボーダーレスで、活動する団体にとって行政境界は無関係なものと言えます。むしろ、町内で活動している広域的な活動団体との協働のほうが現実的ではないかもしれません。

18．住民活動団体とは、NPOのことですか。

【答え】

NPOは、広義なものから狭義なものまで様々に定義されています。よって、前提条件をつけた定義となるため、共通の認識ができていない現状にあります。

NPOの定義をどう捉えるかにもよりますが、NPOを自発的な活動を継続して行っている組織化されたボランティアグループとするならイコールに近いものになると考えます。

< 第3条関係 >

19．相互に考え方や意見を交換する場とは何ですか。

【答え】

一つは拠点といった場所のことをいっています。もう一つは、行政からの一方的なやり方ではなく、お互いが理解しあえるための共有の場、例えば会議などのこといいます。

< 第4条関係 >

20．住民の役割とあるが、住民に対して新たに何らかの義務を課すことにはなりませんか。

【答え】

ここで規定しているの役割とは、自助、共助に関する認識と理解への努力であり、具体的な行動等を要求したり、規制するものではありません。

< 第6条関係 >

21．事業者が規定されているのはなぜですか。

【答え】

事業者も独自で地域社会において公益的な活動をしている場合も多く見られます。また、企業活動も地域の公益的な業務の一翼を担っています。このような観点から事業者も地域社会の一員として位置付けることが適当であると判断したためです。

なお、企業営利活動は、条例中で協働する住民活動とはしていません。

< 第 8 条関係 >

2 2 . 拠点についての考え方を教えてください。

【答え】

拠点を個別の独立性を持った建物あるいは施設として捉えるなら、現在それに該当する施設はありません。しかし、拠点というのは、人がいて、そこで行政、団体の情報を共有し、協働のためのコーディネートができれば専門の独立の施設でなくてもできるものといえます。

条例では、独立した拠点は整備し、公共的団体に運営を任せるという理想の姿を目指せるよう規定していますが、当面は、役場内で行わざるえないのが現状であると考えています。

また、拠点運営のルールは要領、内規等で明文化、統一化を図る必要がありますが、具体的な内容は実際に稼働してから活動していく団体との話し合いの上で順次積み上げていくものと考えていますので、拠点を役場に置くこととともに併せて現在は、作成の必要がないと判断します。

2 3 . 人材の育成とは、具体的に何をするのでですか。

【答え】

行政と団体等では行動原理が異なったり、価値観が異なったりします。常日ごろから相互の理解を深め、協働の可能性を模索し、協働事業の拡大を図る意識を持って情報の提供等を行っていく必要があります。また、実施に当たり、住民と行政が協働するためには、お互いの独立性・対等性を保障することが前提になります。従って、対等な立場で協働する以上、協働の結果に対しても住民も責任を持つことになります。

しかしながら現状では、このような考え方が一般に広く認識されているとは残念ながらいえません。

行政の施策として、住民、職員を問わず、協働に必要な資源は人であると

の考えから広く人材の育成に当たりたいと考えます。

24．町の施策は団体に対してのみ規定しているが、住民や事業者に対する施策はどうなっているのですか。

【答え】

町が、施策として明示するのは協働を前提にしたものになりますが、現在、具体的に事務事業の協働を行うのは、団体のみを想定しています。

当然、住民個人や事業者の公益活動が無視するとかではなく、住民や事業者の自主的な活動は大いに歓迎するところであり、むしろ町としては、そのような活動の情報を収集し、必要な提供を行うことにより、団体としての活動、ひいては協働につなげていければよいと考えています。

25．登録すると活動の機会の提供等を得るとあるが、具体的にはどんなことですか。

【答え】

この条例で想定している住民活動団体は、自主的・自立的団体です。つまり常に「使命」を持ち、課題をもって活動している団体です。

例えば、行政側で、ある川の環境を何とか今よりも良くしたいと考え、清掃に関する予算を計上しているとします。

町内で、ある川をきれいにしようと自主的に活動する団体があったとします。お互いにネットワークの中で、それぞれの考えを認識したときに、行政は、清掃に必要な道具の提供者になり、ゴミの最終処分を請け負い、住民活動団体はその団体が持つネットワークによりボランティアを募り、ゴミ拾いの作業を行う。

川をきれいにするという共通の目的に、行政ができること、住民ができることの役割分担の中で協働の姿をつくることができると考えます。

行政が活動の場の提供等をして、その内容を「使命」とする住民活動団体が存在しなければ協働はないと考えます。

< 第9条関係 >

26．拠点の運営を公共的団体にゆだねるとしているが、町がやるべきものではないのですか。

【答え】

分権型社会では、住民が公共施策の一端を積極的に担い、住民の創意工夫を生かした住民参加の地域づくりにより、その地域が活性化することになります。このことは、意欲ある地域ほどよりよい地域づくりが可能であるということでもあります。町としては、活動の機会の拡大を積極的に進め、環境整備を行うとともに、住民が自らの意思によって協働できる業務をコーディネートしていくことがよりよい姿だと考えています。

住民活動団体は、条例で定義しているとおり条件を必要としていますが、それは、あくまで協働という活動を行うために一定の条件を要求したものであって、拠点の運営は、沿うような条件を特に要求する必要がないため、表現を公共的団体としたものです。

協働を行うための拠点であるため、その運営に関しては団体の意見としています。なお、住民や事業者の意見も団体として活動することを通じ反映されるものと考えています。

< 第 10 条関係 >

27. 町内に拠点がなく、活動も行っていない団体が新たに協働を行いたい場合は、まず、第 2 条第 3 項の条件を満たしてからしか登録できないのですか。

【答え】

団体との協働に当たり、団体を選別するものではありませんが、団体の定義や一定のルールは必要であることから、条件は満たす必要があります。

28. 団体登録したら、すぐに活動をしてもらうのですか。

【答え】

基本的なスタンスは、あくまでも協働ですので、行政側から押付けての活動はありません。住民活動団体の目的と行政側の「活動の機会の提供等」においてマッチングするものがあれば、協働の事業が進められます。

29. 登録団体の情報公開は行われるのですか。

【答え】

登録した内容は、協働のための情報の共有との観点から公開することとしていますが、団体の活動そのものに関与することはありません。従って、協

働に必要な情報以外の情報の公開は考えておりません。

30．登録する団体としない団体がでてくると思われますが、メリット、デメリットが生じることはありませんか。

【答え】

まず、自主的・自立的に活動する団体の活動が妨げられないような環境づくり、基盤整備をするということが大前提です。

ゆえに、メリットがあるから登録する、メリットが薄いから登録しないということは想定していません。

しかし、登録をしてメリットを見出すということはできます。それは、いろいろな情報を得たり、発信したりすることができるということ、他の団体と情報を共有できるということ、協働して行う公益的な活動に関しては、広報などの活用ができるということ、会議や打ち合わせについては、拠点の利用ができるといったようなことです。

31．登録がなくなると活動できなくなるのですか。

【答え】

登録はあくまで協働の条件であって、住民活動の条件ではありません。当然、住民活動団体を町が規制できるものでもありません。協働の方法論として登録という手段が簡単で便利であると考えたためです。

協働は、分権型社会における住民参加型の政策手段の一つであり、団体にとって、メリットがあるかないかとの視点での議論では意味がありません。その意味で登録をやめた場合も協働の相手方となる可能性がなくなるのであって、そのことにより、団体の活動が制限されるものではありません。

< 附則に関する事 >

32．当分の間とはいつまでですか。

【答え】

当分の間とは、10年とか20年を言うものではありません。なるべく早い段階、2年から5年といった期間で整備をしていくものです。

また、拠点と言っても新たに建物を建築するという考えはありません。空家などの再利用や公共施設の間借りなどで対応したいと考えています。しか

し、最低限備えなければいけないもの、例えば、打ち合わせができるスペースや事務室等を考えますと現在見合う場所がありません。

そのようなことからいっても、当分の間で拠点を整備していかなければなりません。